

大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例等の改正について

1 改正の経緯・概要

大多喜町では、平成28年に埋立て等に起因する土壌汚染や土砂崩落等を未然に防止するため「大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下条例という。）及び「大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」（以下規則という。）を制定し、必要な規制を行ってきたところです。

今回の条例及び規則の改正では、認められていない土砂等による違法埋立てを未然に防ぐため、「許可及び届出を必要としなかった500㎡未満の埋立て」を「届出が必要な埋立て事業」とするための改正を行いました。

2 施行日：令和3年10月15日

3 主な改正点

- (1) 条例第2条第3号で規定している「埋立て事業」の定義である500㎡以上とする面積要件を廃止しました。
⇒面積にかかわらず全ての土砂等の埋立て等を「埋立て事業」としました。
- (2) 条例第6条で「500㎡未満の埋立て事業」を「許可を必要としない事業（適用除外）」に加えるとともに条例第6条の2第2項で、届出義務について定めました。
- (3) 新たに規則第5条の2で「500㎡未満の埋立て事業」の届出に関することや適用除外等について定めました。